

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 30 年度	次回見直し予定	平成 35 年度
条 例 名	福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例				
条 例 番 号	平成 25 年神奈川県条例第 12 号	法 規 集	第 6 編 第 1 章 第 6 節		
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課				
条 例 の 概 要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 80 条第 1 項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律により条例で定めることとされている福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めており、必要な条例である。			
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	本条例に基づき、届出事項の審査及び指導を行っており、適切な地域生活支援事業における支援の提供を確保するため、有効に機能している。			
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本条例で定める設備及び運営に関する基準は、明確かつ限定的であり、他法令と重複していない。また、届出事項の審査、指導及び事業実施主体である市町村に対する補助金の交付をいずれも障害福祉課で一元的に行っており、効率的に行われている。			
	基本方針適 合性 （ 県政の基 本的な方 針に適 合してい るか。 ）	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第 2 期実施計画の「IV健康・福祉」の「障害者が地域で安心してくらす仕組づくり」及び「第 5 期神奈川県障がい福祉計画」の基本的な視点「ア 地域生活に向けて」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	本条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき厚生労働省令に定める基準に従い、又は基準を標準とし、若しくは参酌した内容となっている。			
	その他				
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。			理 由 等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。	